

ふるさと納税制度の あり方について

横浜市財政局税制課



横浜市

目 次

I ふるさと納税制度導入時や改正時の国における議論等

1 導入時

- (1) ふるさと納税研究会における整理
- (2) 国における議論

2 平成27年度税制改正時

- (1) 改正に至る議論
- (2) 国における議論

II 【参考】地方交付税の推移

I ふるさと納税制度導入時や 改正時の国における議論等

1 導入時

(1) ふるさと納税研究会における整理

1(1)-1 ふるさと納税研究会とは



- ふるさと納税研究会は、「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の方策の実現に向け、幅広く研究するため、総務大臣のもとに開催された。
- 平成19年6月1日から10月5日まで9回にわたり検討が行われ、寄附金税制を活用する方式によるべきとの結論を盛り込んだ報告書がとりまとめられた。
※報告書の内容については、5～14ページで説明

● 「ふるさと納税研究会」開催要綱

1. 趣旨

最近、地方公共団体の長などから、都会に転出した者が成長する際に地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元のしくみができるいか、生涯を通じた受益と負担のバランスをとるべきではないかとの意見が、また、都会で生活している納税者からも、自分が生まれ育ったふるさとに貢献をしたい、自分と関わりの深い地域を応援したいとの意見が寄せられている。

このような「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の方策の実現に向け、幅広く研究するため、総務大臣のもとに研究会を開催する。

出典：ふるさと納税研究会第1回会合（平成19年6月1日開催）資料1

1(1)-2 「ふるさと納税」の3つの大きな意義



ふるさと納税研究会報告書 総括 1. 「ふるさと納税」の意義 より抜粋

- 「ふるさと納税」が国民の大きな関心を呼んだことには、少なくとも三つの大きな意義（納税者の選択・「ふるさと」の大切さ・自治意識の進化）があるとされた。

● 「ふるさと納税」の意義

「ふるさと納税」が国民の大きな関心を呼んだことには、少なくとも三つの大きな意義がある。

第一は、納税者の選択である。（略）厳格で公正な税制のもとで、国民は義務として税を負担することになっている。したがって、税制は一度決まれば、国及び地方団体が課税権に基づき強制的に徴税する。これが近代社会での伝統的な税制である。

「ふるさと納税」はこれに対して、たとえ納税分の一部であっても、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を拓くものであり、それが実現すれば、税制上そして税理論上、まさに画期的な歴史的意義をもつものといえる。自分の意思で納税先を選択するとき、納税者はあらためて、税というものの意味と意義に思いをいたすであろうし、それこそは、国民にとって税を自分のこととして考え、納税の大切さを自覚するする貴重な機会となる。

第二は、「ふるさと」の大切さである。（略）

「ふるさと納税」を通じて多くの人々は、こうした「ふるさと」の大切さ、自分達の生活を支えてくれている自然の恵みへの感謝、そして育んでくれた人々への恩返しの思いをあらたにするに違いない。それこそは、美しい郷土を愛し、育てくれた「ふるさと」の恩に感謝する本来の人間性への回帰の貴重な契機となる。

また、出生地や過去の居住地に限らず、いわゆる「二地域居住」を行っている地域に貢献したいと考える人、ボランティア活動などを通じて縁のできた地域などを応援したいと考える人も増えてきている。「ふるさと納税」の導入により、このようないわば「未来志向でふるさとを考える人々」にとって、自分が応援する地域に貢献したいという真摯な思いを実現することが可能になり、それが豊かで環境にやさしい地方を育てることにもつながっていくのである。

第三に、自治意識の進化である。「ふるさと納税」が実現すれば、「納税」を受けたい全国各地の地方団体は、その出身者や関心を持ってくれそうな多くの人々に、その魅力をおおいにアピールする必要が出てくる。「ふるさと納税」されたお金がどのように使われるのか、それによってどのような成果が期待されるのか、など効果的な情報提供の自治体間競争が刺激されるだろう。

この切磋琢磨は、「ふるさと」の地方団体と住民に、納税をしてもらうに相応しい地域のあり方をあらためて考えてもらう貴重な機会となるだろう。地方自治は民主主義の学校と言われるが、地方自治の根幹を支える個人住民税の世界に「ふるさと納税」を導入することは、地域の地方団体にとって、自らの自治のあり方を問い合わせ、進化させる重要な契機になるはずである。（略）

1(1)-3 これまでの寄附金税制・「ふるさと」の概念



ふるさと納税研究会報告書 本論 I これまでの制度と「ふるさと納税」論議

II 1. 「ふるさと」の概念

より抜粋

- 平成5年度税制改正により、個人住民税における所得控除の対象として、地方団体に対する寄附金が追加されたが、適用下限額が10万円と高く設定され、相当額の寄附をしない限り所得控除の適用を受けられないことなどから、制度の使いにくさが指摘されてきた。
- より使いやすい制度に改めるべきという声や都会に転出した者が成長する際に地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みができないか等の意見を踏まえ、「わかりやすく、使いやすい」仕組みづくりを目指す方向で検討された。
- 「ふるさと」の概念については、それぞれの納税者が「ふるさと」という言葉に対して持つイメージや考え方は様々であることから、制度上限定することは適当ではないと考えられた。

● 「ふるさと」の概念

「ふるさと」に対して貢献したい、と言うとき、まず「ふるさと」として思い浮かぶのは、自分が生まれ育った地域や教育を受けた地域、両親の出身地などで幼少期の自然体験の舞台となった地域などであろう。このような地域に対する貢献は、いわば恩返しであり、このような納税者の真摯な思いを活かすことは、「ふるさと納税」の基本となる思想である。

また、両親が現に居住している地域に対し、子どもとして何らかの貢献をしたいという思いを持つ納税者も多いと考えられるし、近年は、週末など一定期間滞在しているといいわゆる二地域居住先の地域や、ボランティア活動などを通じて縁ができ、度々訪れるようになった地域、さらには将来、自分や子どものふるさとにしたいと考えている地域などに貢献したい、応援したいと考える人も増えてきている。「ふるさと納税」の検討に当たっては、このような納税者の気持ちも大事にしなければならない。

このように、それぞれの納税者が「ふるさと」という言葉に対して持つイメージや考え方は様々であり、「ふるさと納税」を検討する上で、何より納税者の意思を尊重する観点から、「ふるさと」とすべき地方団体を制度上限定することは適当ではないと考えられる。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

1(1)-4 「税」を分割する方式についての検討



ふるさと納税研究会報告書 本論 II 2. 「税」を分割する方式の可能性 より抜粋

- 受益と負担、課税権、租税の強制性、住民間の公平性の観点から検討した結果、「ふるさと納税」について、「税」を分割する方式（※）はとり得ないと考えられた。
(※) 「税」を分割する方式：住所地の地方団体に課税される納税者が、税金の一部を住所地以外の地方団体に納付する方式

●検討された論点

(1) 受益と負担

- ・個人住民税は、地方団体の歳入の中心となる地方税の中でも基幹的地位を占めており、住所地の地方団体から行政サービスを受けている者が負担すべきもの、いわば「地域社会の会費」と位置付けられている。
- ・住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。

(2) 課税権

- ・個人住民税は、地方団体がその区域内に住所を有する者に対して行政サービスを提供していることに着目し、受益と負担の関係に基づいて地方団体が課税しているものである。このため、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。また、過去の居住の事実に基づいて、過去の居住地の地方団体に課税権を認めることが困難である。
- ・条例の効力との関係からも問題である。地方団体の条例の効力の及ぶ範囲は、当該団体の管轄の範囲内に入るものに限られるのが原則である。
- ・地方団体が、当該地方団体との間に現時点において何ら関わりのない者に対して条例の効力を及ぼし、税を課することはできないと考えられる。

(3) 租税の強制性

- ・租税は、国や地方団体が、私的部門で生産された国民・住民の富の一部を公共サービスの資金の調達のために、強制的に国家・地方団体の手に移す手段である。その裏付けとなる租税法は、多数の納税義務者の財産権に関わり、納税者相互間の公平の維持が必要なことから、個々人の意思に問わらず画一的に取り扱わなければならない強行法の性質を持っている。
- ・このような租税の強制性に照らせば、納税者の意思により「税」の納付先を任意に選べる仕組みは、強制性を本質とする「税」とは相容れないものである。主要先進諸国においても、このような税制を有する国は見当たらない。

(4) 住民間の公平性

- ・この論点は、「税」を分割する方式自体を否定するものではなく、「税」を分割する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を応用する方式をとる場合（後出）においても考慮しなければならない問題である。

1(1)-5 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討 より抜粋

- 国が果たすべき役割、控除方式のあり方等の観点から「ふるさと納税」の思想に相応しい寄附金控除方式のあり方について検討された。
- ふるさと納税の意義は、地方団体のみならず国も自らの国土政策などを通じて達成すべきものであることに鑑みれば、制度を構築するに当たっては、国も相当程度の役割を担うことが望ましいとされた。
- 控除方式のあり方については、政策目的を達成する観点からは、税率に捕われずに控除率の水準を設定することが求められること、納税者にとって税額軽減効果が実感しやすいことが望ましいことなどに鑑みれば、現行の所得控除方式より税額控除方式の方が相応しいものと考えられた。

●寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討

1. 国が果たすべき役割

- ・「ふるさと納税」には、納税者の選択を通じて「税」に対する意識や我が国を構成する各地域の「ふるさと」に対する思いが高まるとともに、地方団体における自治意識が進化し、効果的な自治体間競争が刺激されるという大きな意義がある。
- ・本来であれば、これらは地方団体のみならず国も自らの国土政策などを通じて達成すべきものであることに鑑みれば、制度を構築するに当たっては、国も相当程度の役割を担うことが望ましい。
- ・地方税である個人住民税のみから控除する制度とした場合、地方財政に与える影響が大きくなることも懸念される。国の財政が地方財政と並ぶ車の両輪であることに鑑みれば、「ふるさと納税」の導入に当たっては、国が応分の負担をすることにより、初めて大きな効果が発揮されるものと考えられる。

2. 控除方式のあり方

- ・「ふるさと納税」に相当する寄附金の取扱いについては、寄附金控除が各種控除の中でも特に政策的要素が強く、政策目的を達成する観点からは、税率に捕われずに控除率の水準を設定することが求められること、わかりやすく使いやすい仕組みとする観点からは納税者にとって税額軽減効果が実感しやすいことが望ましいことなどに鑑みれば、現行の所得控除方式より税額控除方式の方が相応しいものと考えられる。

1(1)-6 税額控除方式とする場合の個別の検討課題①



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 3. 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題 より抜粋

- 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の検討を行った結果、
 - ・個人住民税の税額控除の割合は、「ふるさと納税」の趣旨を踏まえ、適用下限額を超える部分の全額
 - ・個人住民税における控除の対象は、都道府県民税及び市町村民税双方とし、税率の比率に基づき、控除対象額のうち、4割を都道府県民税から、6割を市町村民税から、それぞれ税額控除とすることが適当とされた。

● 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(1)個人住民税の税額控除の割合

- ・「ふるさと」に対する寄附を行うことによって、納税者の「税」と「寄附」を合わせた負担は原則として増加させるべきではないという考え方に対立ちつつ、税務執行上の煩雑さ等も勘案して適用下限額制度を維持することとし、寄附者の負担となる下限額以下の部分については、寄附者の「志」が活かされることになると考えることが適当である。
- ・個人住民税の税額控除の割合については、所得税との関係、適用下限額の扱いとその考え方を整理した上で、「ふるさと納税」の趣旨を踏まえ、適用下限額を超える部分の全額とすることが適当である。
- ・この場合、現行の寄附金控除制度の対象の中で、地方団体を他の団体と異なる扱いとすることとなるが、この点については、①地方団体に対する寄附金は、行政サービスの財源に直接充てることが可能な一般財源となるものであり、他の団体に対する寄附金とは性格が異なること、②地方団体以外の団体に対する寄附が行われた場合、地方団体の歳入は、個別団体でみても、地方団体全体でみても必ず減少するが、地方団体に対する寄附が行われた場合は、寄附金控除を行う地方団体の歳入が減少しても寄附を受けた地方団体の歳入が増加するため、地方団体全体の歳入総額は減少しないことなどから、地方税である個人住民税の制度上、特に高い公益性を有すると評価しても問題ないものと考えられる。

(2)控除対象となる個人住民税

- ・納税者の意思としては、寄附を行った地方団体における寄附金の使途などに対する関心は強いものの、軽減される税が都道府県民税及び市町村民税のどちらの税から控除されているかという点についての意識はほとんどないものと考えられる。また、実務上も、現行制度に準じた形で、税率比でそれぞれの税額から軽減することが簡便である。
- ・個人住民税における控除の対象は都道府県民税及び市町村民税双方とし、税率の比率に基づき、控除対象額のうち、4割を都道府県民税から、6割を市町村民税から、それぞれ税額控除とすることが適当である。

1(1)-7 税額控除方式とする場合の個別の検討課題②



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 3. 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題 より抜粋

- 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の検討を行った結果、
 - ・税額控除の上限額は、個人住民税所得割の税額の1割
 - ・税額控除の適用下限額は、現行の10万円から大幅に引き下げ、5千円することが適当とされた。

● 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(3) 個人住民税の税額控除の上限額

- ・寄附金額のうち特に高い税額控除率を適用する部分については、納税者間の公平性の確保の観点から、適用の上限額を設定することが適当であり、一般の社会通念に照らし、負担の公平感を損なわない程度の水準とする必要がある。
- ・「地域社会の会費」という個人住民税の性格を踏まえれば、住所地の地方団体に納付される個人住民税額が大きく減少するような仕組みをとることは適当ではなく、この観点からも、寄附金額のうち特に高い税額控除率を適用する部分については、一定の上限額を設定する必要がある。
- ・上限額が低すぎると、「ふるさと納税」制度の趣旨が活きないことが懸念されるとの意見もあった。したがって、これらを総合的に勘案すると、寄附金額のうち特に高い税額控除率を適用する部分については、この制度が適用となることにより軽減される個人住民税額の上限額を、個人住民税所得割の税額の1割とすることが適当である。

(4) 個人住民税の税額控除の適用下限額

- ・現行制度においては、地方団体、日本赤十字社及び共同募金会に対する寄附金額の合計額が10万円を超える部分が寄附金控除の対象とされているが、この適用下限額は、所得税における適用下限額の5千円と比べても高すぎるため、大幅に引き下げるべきとの指摘がなされてきている。
- ・適用下限額を高く設定すると寄附金額全体に対する税額控除の対象となる部分の割合が低くなってしまうことから、その設定に当たっては、「ふるさと納税」の趣旨に鑑みて比較的少額の寄附を行う者に対する配慮が必要である。
- ・所得税（適用下限額5千円）より適用下限額を低く設定すると、寄附金額が個人住民税における下限額を超えるが所得税における下限額を下回るような場合、個人住民税のみの申告が必要となり、市町村における税務事務の煩雑さがさらに増すことになる。
- ・個人住民税の適用下限額については、現行の10万円から大幅に引き下げ、5千円とすることが適当である。

1(1)-8 個人住民税の手続の簡素化



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 4. 個人住民税の税額控除の手続の簡素化 より抜粋

- 納税者にとって「使いやすい」仕組みとするためには、制度の利用に係る事務手続について、可能な限り簡素化することが必要であるとされた。
- 地方団体の事務負担が増加しないよう配慮する必要があるとされた。
- 制度導入後の改善方策として、納税者の便宜のため、寄附の受入等について既存の地方団体共通のポータルサイトを活用することにより、寄附手続の「見える化」を図ること、さらには、寄附受入に係る手続を電子化することなどについても検討することが望ましいとされた。

●個人住民税の税額控除の手続の簡素化

納税者にとって「使いやすい」仕組みとするためには、制度の利用に係る事務手続について、可能な限り簡素化することが必要である。

現行制度上、地方団体に対する寄附金について、所得税の所得控除の適用を受けるためには、確定申告を行うことが必要であり、所得税の確定申告を行えば、個人住民税についても申告を行ったものとみなされ、所得税及び個人住民税双方の所得控除の適用を受けることとなる。いる。

しかし、確定申告を行ったことがないような給与所得者にとっては、新たに確定申告のために書類作成等を行う、あるいは税務署に足を運ぶという負担は小さくない。

このため、「ふるさと納税」制度を導入するに当たっては、所得税が課税されず個人住民税のみが課税されるような納税者や、個人住民税の税額控除のみ受けられればよく、所得税の所得控除の適用を望まないような納税者のために、個人住民税における簡素な申告手続について検討することが求められる。

具体的には、個人住民税に係る寄附金控除制度に特化した申告の仕組みを設けることについて検討し、併せて、寄附を受けた地方団体が発行する領収証を個人住民税における寄附金控除の適用を受けるための申告書に活用することなど、申告様式の簡素化についても検討すべきである。（略）

また、住民が住所地以外の地方団体に寄附することにより住民税額が減少する地方団体が、その税額控除額の計算や確認の事務を行わなければならぬことに鑑み、極力、地方団体の事務負担が増加しないよう配慮する必要がある。

さらに、制度導入後の改善方策として、納税者の便宜のため、寄附の受入等について既存の地方団体共通のポータルサイトを活用することにより、寄附手続の「見える化」を図ること、さらには、寄附受入に係る手続を電子化することなどについても検討することが望ましい。

1(1)-9 地方交付税における取扱い



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 5. 地方交付税における取扱い より抜粋

- 現行（ふるさと納税制度導入前）の地方交付税制度のもとでは、地方団体が寄附金を受けても当該地方団体の地方交付税が減少することではなく、また、寄附者の住所地の地方団体においては、個人住民税減少分の75%は基準財政収入額に反映されていたところ。
- 「ふるさと納税」に相当する寄附金についても、これまでと同様の取扱いが望ましいとされた。

●地方交付税における取扱い

現行の地方交付税制度のもとでは、地方団体が寄附金を受けても当該地方団体の地方交付税が減少することではなく、また、寄附者の住所地の地方団体においては、個人住民税減少分の75%は基準財政収入額に反映される。

「ふるさと納税」の趣旨を踏まえれば、「ふるさと納税」に相当する寄附金についても、これまでと同様の取扱いとし、寄附を受領した地方団体の地方交付税が減少することのないようにすることが望ましい。

また、寄附者の住所地の地方団体において寄附により個人住民税が減少した場合についても、これまでと異なる取扱いをすべき理由はなく、減少額の75%を基準財政収入額に反映することが望ましい。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

1(1)-10 「ふるさと納税」制度を濫用する恐れへの懸念



ふるさと納税研究会報告書 本論 V 1. 地方団体における自主的な努力 より抜粋

- 寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強く行うなど、「ふるさと納税」制度を濫用する恐れへの懸念もある。過度な濫用を防止するため、一定の制度的措置を講ずる必要があるとの意見もあった。
- しかしながら、基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきものであり、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要ということにはならないと考えられた。

●地方団体における自主的な努力

- ・「ふるさと納税」制度が導入され、納税者が数ある地方団体の中から寄附した団体を選択するようになれば、各地方団体は、このような地道な日々の努力やその成果をホームページ等を活用して自らの地域の魅力として情報発信を行ったり、寄附の受入に係る手続をさらに利用しやすいものとするなどの納税者に寄附を促すための取組が求められるようになる。このような取組は、地方団体間の健全な取組として大いに推奨されるべきものである。
- ・一方、寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強く行うなど、「ふるさと納税」制度を濫用する恐れへの懸念もある。過度な濫用を防止するため、一定の制度的措置を講ずる必要があるとの意見もあった。
- ・しかしながら、このような事態は、基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきものであり、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要ということにはならないと考える。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

1(1)-11 地方団体による寄附金の使途の明示、報告等



ふるさと納税研究会報告書 本論 V 2. 寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等 より抜粋

- 寄附金を受領した地方団体は、寄附者の「志」に応えるため、何らかの形でその使途を明らかにすることが望ましい。
- 地方団体に使途公表等の義務を法律で一律に課すようなことは避けるべきであり、また税法上の要件としてもなじまないものと考えるとされた。

●寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等

- ・地方団体に対し寄附を行う納税者は、基本的に自分の寄附金がどのように使われるのかという点に強い関心を持っている。寄附金を受領した地方団体は、寄附者の「志」に応えるため、何らかの形でその使途を明らかにすることが望ましい。
- ・具体的には、使途を明確にした基金を設置することや政策メニューを提示することなどにより、寄附をしようとする納税者に対してあらかじめ使途を示す、あるいは、寄附者に対し寄附金の使途状況を報告するパンフレット等を送付したり、事業実績報告書をホームページ等で公表することなどにより、寄附金の使途を事後的に明らかにするなどの取組が考えられる。
- ・このような取組は、いずれも、地方団体の自主的な努力としては望ましいものであり、いわば地方自治の進化につながるものと言うべきである。その意味で、地方団体に使途公表等の義務を法律で一律に課すようなことは避けるべきであり、また税法上の要件としてもなじまないものと考える。また、寄附金の使途に関わりなく、特定の地方団体を応援したいと考える納税者もいるのであろうから、基本的には地方団体の判断にゆだねられるべき問題である。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

1 導入時

(2) 国における議論

1(2)-1 政府税制調査会答申の内容



政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成19年11月）より抜粋

- 納税者が「ふるさと」と考える地方公共団体に対する貢献や応援が可能となる税制上の方策を実現することが求められており、寄附金税制を活用した仕組みについて検討することが必要とされた。
- 税額控除の割合はできるだけ高く設定することが適当であるとの意見がある一方で、一定の上限まで全額控除することや自己負担の少ない仕組みとすることが寄附金税制として適當か、といった意見もあり、様々な指摘等を踏まえ分かりやすく、個人住民税の寄附金税制のあり方について検討を進める必要があるとされた。

● 個人住民税 寄附金税制のあり方

地域に密着した民間の非営利活動の促進は、地方公共団体の行政サービスとの協働という観点からも重要な課題であり、後述する新たな公益法人制度の導入等も踏まえ、個人住民税における寄附金税制のあり方について検討することが必要である。その際、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格や地方分権の観点も踏まえ、寄附金税制の仕組みは、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきと考えられる。なお、控除方式については、納税者にとっての効果の分かりやすさという観点などから、現行の所得控除方式を税額控除方式とすることについて検討する必要がある。現行10万円の適用下限額については、大幅に引き下げることが適当である。

また、納税者が「ふるさと」と考える地方公共団体に対する貢献や応援が可能となる税制上の方策を実現することが求められており、寄附金税制を活用した仕組みについて検討することが必要である。その際、控除方式について、納税者が効果を実感しやすく、分かりやすいものとなるよう、現行の所得控除方式を改め税額控除方式とし、税額控除の割合はできるだけ高く設定することが適当であるとの意見がある。一方で、一定の上限まで全額控除することや自己負担の少ない仕組みとすることが寄附金税制として適當か、といった意見がある。なお、現行の適用下限額については大幅に引き下げるべきである。

いずれにしても、上記の様々な指摘等も踏まえ、分かりやすく、簡素な仕組みを構築するという観点にも留意しつつ、地方公共団体に対する寄附金も含め、個人住民税の寄附金税制のあり方について検討を進める必要がある。

出典：政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成19年11月）

1(2)-2 財務省の見解

財団法人大蔵財務協会「平成20年版改正税法のすべて」より抜粋

- 「ふるさと納税」を巡る議論において、所得税においても税額控除を設けるべきだとの意見もみられたが、
 - ・「ふるさと納税」については、地方団体に対する税を分納できないかという発想から始まったものであり、「ふるさと納税」は個人住民税を地方団体間で振り替えるものに過ぎない
 - ・所得税から税額控除することは、国から地方へ税収を移転することになる
 - ・「ふるさと納税」の目的は、個人住民税の納付先を大都市から地方に振り替えることだとすると、所得税から税額控除を行うことは、本来、大都市の個人住民税収が減少するところを国が肩代わりすることになる
 - ・「ふるさと納税」にのみ優遇措置を拡充することは、慈善団体に対する寄附や災害被災者に対する義援金などの他の公益性の高い寄附金に対する取扱いとの間で著しくバランスを失すことになる
- といった点を十分に踏まえ、慎重に検討する必要があるとされた。

● 個人住民税の寄附金税制の抜本的見直し（いわゆる「ふるさと納税」等）

3 いわゆる「ふるさと納税」（抄）

いわゆる「ふるさと納税」を巡る議論においては、「ふるさと納税」は国にとって意義のあるものであり、国も応分の負担をする観点から、所得税においても税額控除を設けるべきだとの意見も一部にみられました。しかしながら、この問題については、

- ・そもそも、いわゆる「ふるさと納税」については、地方団体に対する税を分納できないかという発想から始まったものであり、「ふるさと納税」は個人住民税を地方団体間で振り替えるものに過ぎないこと
 - ・所得税から税額控除することは、国から地方へ税収を移転することになり、隠れた税源移譲にほかならないが、国は総体としての地方より極めて厳しい財政状況にあること
 - ・いわゆる「ふるさと納税」の目的は、個人住民税の納付先を大都市から地方に振り替えることだとすると、所得税から税額控除を行うことは、本来、大都市の個人住民税収が減少するところを国が肩代わりすることになり、国が財源の豊かな大都市に対して補償を行うに等しいこと
 - ・地方団体への寄附については、既に所得税の寄附金控除の対象となっている中で、「ふるさと納税」にのみ優遇措置を拡充することは、慈善団体に対する寄附や災害被災者に対する義援金などの他の公益性の高い寄附金に対する取扱いとの間で著しくバランスを失することになること
- といった点を十分に踏まえ、慎重に検討する必要があります。

1(2)-3 導入時（平成20年）の国会での主な答弁



- 地方団体が寄附者に対して何らかのサービスを提供することについては、「創意工夫を行い適切な対応がなされることを期待する」旨を答弁。
- 各地方団体によるアピール競争が少し加熱しすぎていないかという点については、「各自治体がいわゆる善政競争のようなものをしていくことが大事で、節度のある、良識ある行動をとることで納税者の理解も得られる」旨を答弁。
- 「ふるさと納税」の利用促進について、「寄附金税制の大幅な拡充を行うこととしたところであり、寄附文化の醸成につながる第一歩だと考える」旨を答弁。

質問	答弁要旨
「ふるさと納税」に関し、地方団体が寄附者に対して何らかのサービスを提供することは許されているのか。また、寄附を募るため、地方団体がどのような取り組みを行うと想定しているか。	各地方団体においては、これまで以上に地域の魅力を高めるための方策に取り組むことが予想され、またみずから魅力について積極的に発信する、あるいは寄附の手続きをさらに利用しやすくするといった納税者に寄附を促すための取り組みも促進されるものと思料。また、地方団体に期待される取り組みについては、総務省に設置されたふるさと納税研究会においてさまざまに議論されたところであり、その報告書において、寄附を受領した団体において、寄附者の志にこたえる観点からその使途を明示することや実績を公表することが望ましいと指摘されているところ。この報告書の指摘も参考に、各団体で創意工夫を行い適切な対応がなされることを期待するところ。(自治税務局長答弁)
いわゆる「ふるさと納税」の導入に当たり、各地方団体ではアピール競争が行われているが、少し過熱しすぎていないかと思われるが見解如何。	各自治体がいわゆる善政競争のようなものをしていくことが大事で、節度のある、良識ある行動をとることで納税者の理解も得られる。この制度の趣旨を丁寧にPRして、多くの国民に利用していただくことが必要である。使い道を周知して、寄附者の納得をいただくことが大事である。(総務大臣答弁)
「ふるさと納税」の利用促進を図るため、申告手続きの簡素化等が必要ではないか。また、「ふるさと納税」により期待される効果や制度の普及についての決意について伺う。	今国会に提出した地方税法の改正案において、寄附金税制の大幅な拡充を行うこととしたところであり、寄附文化の醸成につながる第一歩だと考える。地方団体へのPRも不十分だと考えているため、地方団体等にしっかり説明を行っていく。地方団体においても周知・広報を行っていただき、この制度を使っていただくよう努力していきたい。(総務大臣答弁)

2 平成27年度税制改正時

（1）改正に至る議論

- 平成26年6月24日に閣議決定された骨太の方針においては、「「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続きの簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。」とされた。

●経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日）（抜粋）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(3) 地方行財政制度

(基本的な考え方)

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。経済再生と財政健全化の両立を実現するためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組を加速して進めていく。

(元気な地方を創るための取組の推進)

(略)

地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」を通じて、頑張る地方を長く支援する。また、「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続きの簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。

2(1)-2 地方団体からの提言等



- 全国知事会、全国市長会及び地方六団体は、住民税の持つ負担分任の性格にも配慮を求めつつ、ふるさと納税について、「控除額の上限引き上げ」や「手続きの簡素化」について、検討すること等の提言等を行った。

●全国知事会（平成27年度税財政等に関する提案（平成26年10月））

IV 地方創生の推進

3 ふるさと納税の拡充

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果も期待されることから、控除額の上限の引上げや手続きの簡素化など制度の拡充について、住民税の持つ負担分任の性格を踏まえつつ検討すべきである。

なお、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、制度本来の趣旨等を踏まえて、節度ある運用がなされるよう、そのあり方について検討する必要がある。

●全国市長会（平成27年度国の施策及び予算に関する提言 都市税源の充実強化等に関する提言（平成26年11月））

10. ふるさと納税

ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化やIターン・Uターンを始めとする人口減少対策等に資する効果も期待されることから、住民税の本来の性格にも配意しつつ、控除額の上限等について検討すること。なお、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、ふるさと納税制度の趣旨等を踏まえて、節度ある運用が求められるところである。

●地方六団体（27年度予算概算要求等について（平成26年10月））

地方創生の推進

○ ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されることから、住民税の持つ負担分任の性格にも配慮しつつ、控除額の上限と手続きの簡素化について検討すること。なお、各地方団体においては、ふるさと納税制度本来の趣旨等を踏まえて、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、節度ある運用がなされることが求められる。

- 平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見においては、
 - ・ふるさと納税は住所地自治体の個人住民税額が過度に減少するような仕組みとならないよう留意が必要
 - ・拡充の際には、ふるさと納税に対する謝礼（返礼品の送付）について地方自治体における節度ある運用を求めたいとされた。

●平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（平成26年12月19日） （抜粋）

第二 平成27年度税制改正等への対応

5 ふるさと納税の拡充

個人住民税は、受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できる税であり、地域社会の費用を負担分任の原則の下に、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合う「地域社会の会費」的性格を有するものである。

ふるさと寄附金制度（ふるさと納税）は、寄附金税制を通じて個人住民税の一部を他の地方自治体に移転する効果を持つ仕組みとなっているものであるが、個人住民税の性格を踏まえれば、住所地の地方自治体に納付される個人住民税額が過度に減少するような仕組みとならないよう、留意が必要である。

この制度創設から5年超が経過していることを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2014」に沿って制度の見直しを行うに当たっても、上記の基本的な考え方方に則った対応が求められる。

その際には、国民の批判を招かない形でふるさと納税制度の活用が進むことを期待するものである。このような観点からも、ふるさと納税に対する謝礼（返礼品等の送付）については、地方自治体における節度ある運用を求めたい。

2 平成27年度税制改正時 (2) 国における議論

2(2)-1 自民党税制調査会における議論



- 自民党税制調査会では、返礼品送付について寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請、特例控除額の拡充、申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）が議論された。
- 税調内には、住民税の応益原則との関係の指摘等の意見もあったが、最終的には、ふるさと納税を促進し、地方創生を推進することが最重点課題となっていることから、「骨太の方針」及び地方団体の要望も踏まえ、ふるさと納税に係る住民税特例控除額の拡充等することとされた。

●平成27年改正地方税制詳解（抜粋）

平成26年12月25日に開催された自民党税制調査会正副、小委員会における「主要項目」の議論において、「地方創生・国家戦略特区」の一として、ふるさと納税についての議論が行われた。

（略）

議論の中では、ふるさと納税の拡充に対する賛否のほか、返礼品送付の過熱についての危惧、返礼品送付の過熱対策として一定の措置を求める発言、自粛の要請通知では不十分であるとの発言もあった。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設を実現すべきとの意見も出された。

次に、同年12月27日に開催された自民党税制調査会正副、小委員会におけるいわゆる「○×審議」の議論において、総務部会からの要望としてあげられた「ふるさと納税の拡充、返礼品送付の過熱対策及び手続負担の軽減」について、審議が行われた。議論の中では、サラリーマンが寄附しやすい仕組みづくりの必要性についての意見があった。（略）

こうした議論を踏まえ、同年12月29日に開催された自民党税制調査会正副、小委員会における「最終とりまとめ」の議論において、上記の総務部会要望について「受け入れること」とされ、具体的には、

1. 特例控除額の拡充として、地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充すること
2. 返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請として、特例控除額の拡充とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請すること（通知（技術的助言））
 - ①募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
 - ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示
 - ②ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）送付
 - ・換金性の高いプリペイドカード等
 - ・高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品
3. 申告手続の簡素化として、確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入すること（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

の3点が議論された。

2(2)-2 平成27年度税制改正大綱の内容



- 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）の基本的考え方において、「ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。これとあわせ、地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する。」とされた。

●平成27年度税制改正の解説 財務省（抜粋）

地方税法等の改正

三 個人住民税

1 ふるさと納税制度の見直し

(2) 改正の概要

① 特例控除額の控除限度額の引上げ

（略）

今般、この控除限度額について、地方創生を推進する観点からふるさと納税の一層の活用を促進するため、「地域社会の会費」という個人住民税の性格も踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に引き上げることとされました（地法37の2②、314の7②）。

② ふるさと納税ワンストップ特例制度

マイナンバー、マイ・ポータルを活用した手続の簡素化を行までの当分の間の特例として、ふるさと納税ワンストップ特例制度を創設することとされました。（略）

2(2)-3 改正時（平成27年）の国会での主な答弁①



- 特例控除額の上限を2倍に引き上げる理由については、「政府の最重要課題である地方創生を推進するために、ふるさと納税の拡充を図っていく」旨を答弁。
- ふるさと納税の拡充に伴い、寄附者の住所地団体の個人住民税収が減少する問題点については、「未成年で教育を受けた地域や、様々な受益を受けている地域に、その受益の一部を負担するという意味がある」旨を答弁。
- 返礼品送付の競争を過熱させる問題点については、「まずは地方団体側で良識ある対応をしていただきたいが、地方税法改正案成立後に総務大臣通知（※）を発出しようと考えている」旨を答弁。

（※）「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成27年4月1日 総税企第39号 総務大臣通知）

質問	答弁要旨
地方税法改正法案において、ふるさと納税の特例控除額の上限を2倍に引き上げる理由について伺う。	ふるさと納税はその積極的な活用により地域活性化や人口減少対策などに資する効果もあると地方六団体からも評価されており、様々な意義を有すると考えているところ。こうした意義を活かし、政府の最重要課題である地方創生を推進するために、ふるさと納税の拡充を図ることとしたもの。（総務大臣答弁）
地方税法改正案によりふるさと納税が拡充すると、所得税収や寄附者の住所地団体の個人住民税収が減少し、また、返礼品送付の競争を過熱させることとなる。 こうした問題点が拡大することについて大臣の認識を伺う。	寄附金税制を活用して導入されたふるさと納税制度は、寄附先団体に対して税収の一部を移転させる効果を生じさせるものであり、結果として他の寄附金税制同様、所得税や住所地の個人住民税の減収が生じることとなるものであるが、未成年で教育を受けた地域や、様々な受益を受けている地域に、その受益の一部を負担するという意味があると考えている。 返礼品の過熱については、まずは地方団体側で良識ある対応をしていただきたいが、地方税法改正案成立後に総務大臣通知を発出しようと考えているところ。（総務大臣答弁）

出典：一般財団法人地方財務協会「平成27年改正地方税制詳解」（平成27年9月）

2(2)-4 改正時（平成27年）の国会での主な答弁②



- 税法上の返礼品の扱いについて、「法人から寄附者への贈与と解されることから、一時所得に該当する」「良識の範囲内にとどまる返礼は、「特別の利益」に該当するとは考えられないところ。高額すぎる返礼品は税制上の疑義を生じうる」旨を答弁。
- 他の寄附金制度と同様、一定割合の自己負担を求めるようにすべきという質問については、「納稅者が納稅対象地方団体を選択できる道を拓くものとなるよう、寄附金税制を活用することにより、住所地団体から寄附先団体に対して実質的に個人住民税の一部を移転する効果を生じさせる制度として創設されたもの」という趣旨にも鑑み、「他の寄附金税制とは区別して議論がなされてきた」旨を答弁。

質問	答弁要旨
地方税法において、「特別の利益が当該納稅者に及ぶと認められる」場合は、寄附金控除対象から除外されるとあるが、この法律的な意義についてどう考えるか。	税法上、ふるさと納稅の返礼品は法人から寄附者への贈与と解されることから、返礼品については一時所得に該当することとされている。一般論として申し上げれば、良識の範囲内にとどまる返礼は、「特別の利益」に該当するとは考えられないところ。高額すぎる返礼品は税制上の疑義を生じうるものであり、ふるさと納稅制度の健全な発展の阻害要因ともなることから、地方団体において寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応をしていただきたい。(総務大臣答弁)
共同募金や日本赤十字社への寄附など、他の寄附金制度においては寄付額に応じ一定割合の自己負担が生じるのに対し、ふるさと納稅においては寄附枠内であれば自己負担は2,000円にとどまる。他の公益法人に対する寄附と同様、ふるさと納稅にも一定割合の自己負担を求めるようにすべき。	ふるさと納稅制度は、納稅者が納稅対象地方団体を選択できる道を拓くものとなるよう、寄附金税制を活用することにより、住所地団体から寄附先団体に対して実質的に個人住民税の一部を移転する効果を生じさせる制度として創設されたもの。こうした制度創設の趣旨にも鑑み、ふるさと納稅については、寄附金税制を活用する仕組みではあるが、他の寄附金税制とは区別して議論がなされてきた。現在の仕組みについても、2,000円の自己負担にとどまる寄附枠には所得に応じた一定の条件が設けられ、上限を超える額の寄附を行った場合には、その超過分は自己負担となる仕組みであり、行政サービス主体である住所地団体への納稅の確保に配慮した制度になっていると理解。(総務大臣答弁)

II 【参考】地方交付税の推移

1 地方交付税の概要



- 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源とされているもの。

地方交付税について

- 所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である(固有財源)。

(参考) 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税 交付税総額の94%

特別交付税 交付税総額の 6%

※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

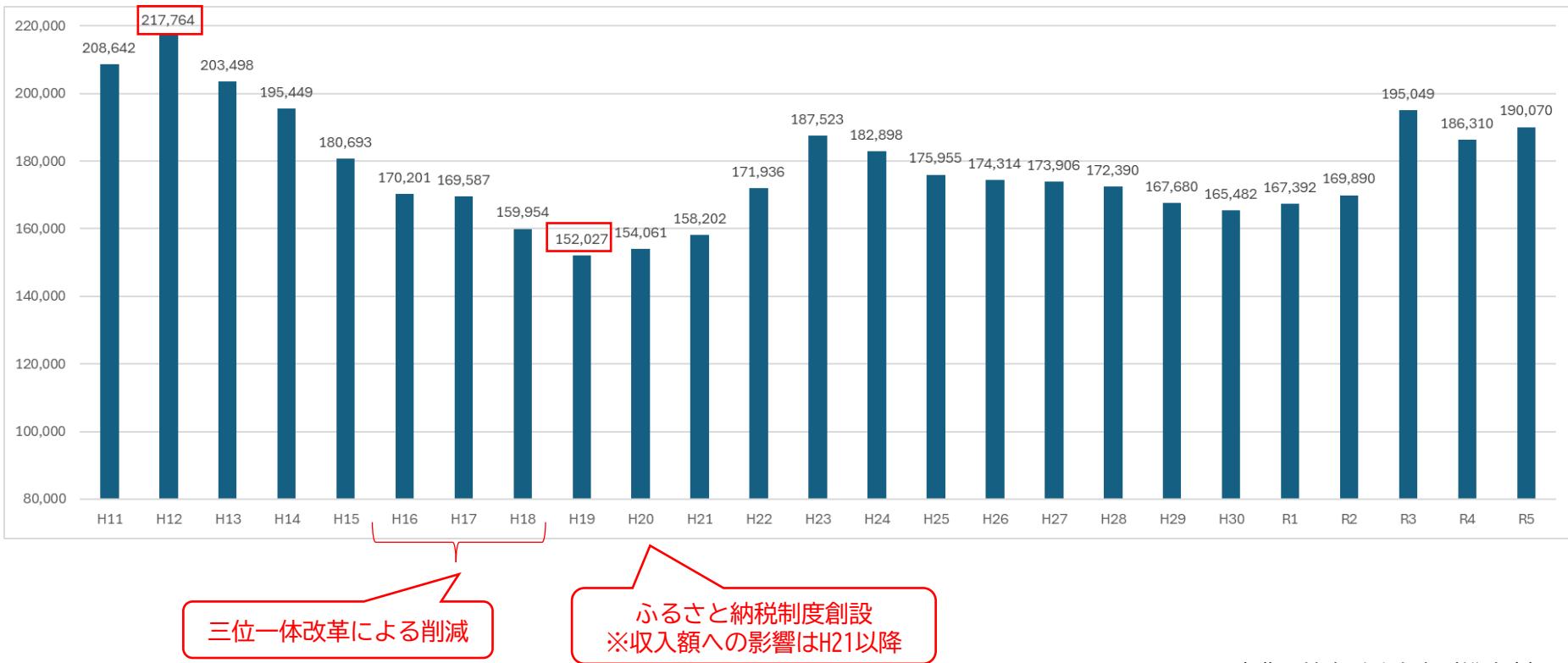
ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

2 地方交付税の推移（H11～R5）

- 平成11年度から令和5年度までの決算額においては、平成12年度決算額が最大（約21兆7,800億円）、最小は平成19年度決算額（約15兆2,000億円）が最小。

地方交付税の推移（H11～R5）

（単位：億円）



出典：地方財政白書（総務省）

○ ふるさと納税制度のあり方

- ① 制度設計や国における議論の確認
- ② 現行制度の問題点・現行制度に対する評価等これまでの議論を踏まえたふるさと納税制度のあり方（見直しの提言）